

県南広域振興局長告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大迫町土地改良区（花巻市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成29年4月11日

県南広域振興局長 細川 倫史

理事

浅 沼 清 孝 花巻市大迫町外川目第29地割82番地5